

あなたの創業をサポートします。

平成27年度

厚木市の創業者支援

あつぎでビジネスを始めよう！



NEW!

厚木市の創業支援事業計画が、産業競争力強化法に基づき、国から認定されました。(平成26年6月)

厚木市では、各種の創業者支援事業を実施し、創業の段階に応じて関係機関が連携しながら、創業者支援を強化していきます。

詳しくはWEBで検索！

厚木市の創業者支援

検索

問い合わせ 厚木市 産業振興課 電話 046-225-2830・2832

創業塾（特定創業支援事業）

産業競争力強化法に基づき、市区町村又は創業支援事業者が創業希望者等に行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業です。

の各事業の修了者は、市の証明を受けると、国の制度上、一般の創業者よりも手厚い支援を受けることができます。



株式会社を設立する際、登記に係る登録免許税の軽減
(資本金の0.7% 0.35%)
創業関連保証の特例（上限枠が1,000万円 1,500万円へ拡充、創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前からの利用が可能）
日本政策金融公庫が取り扱う「新創業融資制度」について、自己資金要件等を撤廃
国の「創業・第二創業促進補助金」申請時に一定の加点

あつぎ起業スクール（厚木市産業振興課）

市内での起業を希望する方や市内で起業して原則1年以内の方を対象に、開業手続きの実務や事業計画作成について学ぶことができる講座を開催します。受講後もアドバイザーが各種の相談に応じ、実際の起業までを一貫してサポートします。

平成27年度 8月下旬から10月中旬まで開催予定（土曜日、全6回）

あつぎ起業GYM（NPOあつぎみらい21）

「あつぎ起業スクール（過年度も含みます。）を修了した方を対象に、事業計画等をさらに実際の経営にマッチするようにブラッシュアップするための講座を開催します。講義、討議、ロールプレイング等により、個々の方の開業に向けたスキルアップを図ります。

平成28年度、平成30年度に開催予定（隔年）

創業セミナー

創業支援セミナー（日本政策金融公庫厚木支店）

創業を支援する政府系金融機関である日本政策金融公庫が「新規開業ローン」などの融資制度や情報提供サービスをご案内する他、WEB企画・制作の専門家が、パソコンを使用しながらホームページの作成方法や効果を出すために押さえておきたいポイントを紹介합니다。セミナー後の個別相談会では創業計画のブラッシュアップ支援をいたします。（無料）

平成27年度 秋頃に開催予定

ご相談

相談サポート（厚木市産業振興課）

市内企業の方の経営課題やこれから事業を立ち上げる創業者の方の起業相談について、専門家（中小企業診断士等）がアドバイスを行います。（予約制・無料）

にぎわい元気繁盛店相談支援事業（厚木市商業にぎわい課）

市内で店舗を経営している方を対象に専門家を派遣し、経営等に関するアドバイスを行います。（予約制・無料）

土曜経営相談会（厚木商工会議所）

仕事が休みのときに相談したいという創業予備軍の方や、平日にはじっくり相談することができない中小企業の方を対象に、毎月第3土曜日に相談窓口を開設します。（完全予約制・無料）

経営相談窓口（厚木商工会議所）

小規模事業者の方や創業を希望する方が気軽に様々な経営全般の相談をすることができ、かつその課題に対応できるようにするための窓口を開設します。（予約制・無料）

融資制度



厚木市融資制度（市内創業1年以上）

市では、中小企業者の経営の安定や振興を図るため、低利・固定での各種融資制度を設けています。また、市の融資制度を利用すると「利子補給制度」や「信用保証料補助制度」が受けられます。申し込みは取扱金融機関へ。

神奈川県制度融資（企業化支援資金）

県の制度融資には、創業する方向けの融資として、企業化支援資金があります。市内の利用者は「利子補給制度」や「信用保証料補助制度」が受けられます。申し込みは取扱金融機関へ。

日本政策金融公庫の創業者向け融資

日本政策金融公庫では、新規開業のために必要な資金の融資を行っています。一定の要件を満たす利用者は「利子補給制度」が受けられます。申し込みは日本政策金融公庫厚木支店へ。

補助制度

利子補給制度（厚木市産業振興課）

厚木市融資制度の各資金、神奈川県制度融資の企業化支援資金、日本政策金融公庫の創業者向け融資及び小規模事業者経営改善資金（マル経資金）を利用した方が金融機関へ支払った利子の一部を市が補助します。

信用保証料補助制度（厚木市産業振興課）

厚木市融資制度の各資金、神奈川県制度融資の企業化支援資金を利用した方が神奈川県信用保証協会へ支払った信用保証料を市が補助します。

空き店舗出店支援（厚木市商業にぎわい課）

中心市街地 100ha 内にある空き店舗で新たに小売業、飲食サービス業等を営む方に、家賃及び改装費の一部を補助します。

家賃補助 家賃の 50%以内（月額 10 万円を限度、12 ヶ月以内）

改装費補助 改装費の 50%以内（50 万円を限度）

その他

インキュベート施設入居者支援（NPOあつぎみらい21）

厚木アクストインキュベーションルーム(株)ATP 電話 046-226-7188) の入居企業に対して経営支援を行います。

市内には他にも、次のインキュベーションルームがあります。

- ・神奈川工科大ITエクステンションセンターインキュベーションルーム
（株）神奈川工科大企画 電話 046-296-5070）
- ・厚木商工会議所インキュベーションルーム
（厚木商工会議所 電話 046-221-2151）

お問い合わせ（融資の申し込みは金融機関へお願いします。）

事業の番号

厚木市産業振興部産業振興課 電話 046-225-2830・2832
〒243-8511 厚木市中町3-17-17（第二庁舎8階）

厚木市産業振興部商業にぎわい課 電話 046-225-2840

神奈川県産業労働局金融課 電話 045-210-5677・5695

日本政策金融公庫厚木支店 電話 046-222-3487

厚木商工会議所 電話 046-221-2153

NPOあつぎみらい21 電話 080-2027-4758（大塚惣助）

